平成２１年（フ）第６４２号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町213番地
破産者　田代　澄江（旧姓尾林）
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０５８号
横浜市港北区新羽町2432番地　ニューコーポＡ202
破産者　岩瀬　　寛
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１７７号
横浜市南区高根町２丁目13番地２　朝日大通り公園マンション204
破産者　谷口　　誠
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１９４号
横浜市港南区丸山台１丁目８番７号　ウエストキャナル203、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区東川島町41番地19　フェイム上星川602号
破産者　佐川　貞子
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７２号
新潟県長岡市寺島町778番地、前住所新潟県長岡市古正寺３丁目298番地
破産者　向井　敏広
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
富山市布目1700番地36
破産者　工芸ミスタこと　翠田　有剛
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２９号
富山市布目1700番地36
破産者　翠田　礼子
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２３号
山梨県甲府市川田町933番地16
破産者　土橋　正仁
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
長野市篠ノ井二ツ柳2280番地
破産者　北島　章雄
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６４号
和歌山県田辺市湊1522番地の８
破産者　小林　芳三
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２０年（フ）第１６３号
松江市八束町馬渡365番地３
破産者　渡部　　薫
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２０３号
島根県出雲市多久谷町95番地
破産者　森脇　好文
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１０１号
山口県阿武郡阿東町大字地福上1093番地の１
破産者　下瀬　一正
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０３号
徳島市西新町１丁目８番地
破産者　後藤　新八
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０４号
徳島市西新町１丁目８番地
破産者　後藤壽惠子
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６５号
愛媛県松山市南町１丁目１番24号
破産者　吉本　清次
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４８６号
愛媛県松山市西石井２丁目10番24号
破産者　髙本　和弘
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４２０号
長崎県長崎市三景台町13番１号
破産者　岡部　勝也
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６号
熊本県人吉市二日町63番地
破産者　銀杏田和晴
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

第明治三二十種郵便物認可
三五年三月三十一日